

規制改革推進に関する第4次答申における 民泊の実施事項についての対応状況等

平成31年3月11日
観光庁

第4次答申実施事項

- a 民泊制度運営システムについて、ユーザー目線に立った利便性の高いシステムとなるよう、法令に基づき事業者が求められる対応についてのガイドライン機能を備える等の改修措置を講ずる。

平成30年度

①届出・申請項目の入カールの緩和と、入カールの可視化

- ・ 姓と名の間のスペース存在チェックを削除
- ・ 半角/全角等の入力ルールが一目で分かるようガイドライン機能を追加

②誤入力の場合の受理済後のデータ修正機能の追加

- ・ 自治体職員が誤って入力し受理した場合に修正可能とする。

③定期報告の事業者による修正機能の追加

- ・ 事業者が報告内容を修正可能とする。

④旅館業・特区民泊のデータベースの構築

- ・ 適法性の確認を実施するためにデータベースを整備する。

平成31年度

①ガイドライン機能の拡充

- ・ 法令に基づき事業者が求められる対応についてのガイドライン機能の拡充

②行政書士が代理で届出する場合の電子署名の利用の実現

- ・ 行政書士の電子認証により本人確認を可能にするため、代理入力欄を新たに設ける。

③変更届出による変更可能項目の拡充

※その他、ユーザーが使用しやすいシステムの構築のため、継続して改修の検討を行っていく。

第4次答申実施事項

- b 民泊制度運営システムにより行われる事業届出については、電子証明書による本人確認が必要とされているが、届出制とされている趣旨にかんがみ、政府全体の方針も踏まえた上で、より簡易な方法の導入を検討する。

行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドラインが各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において決定（平成31年2月25日）され、各種行政手続をデジタル化する際に必要となるオンラインでの本人確認に対する考え方及び手法が示された。



<住宅宿泊事業の届出手続の適用について検討>（年度内開始）

- 新たな本人確認ガイドラインに従って、住宅宿泊事業法の届出手続に求められる本人確認のレベルを決定した上で、オンラインによる手法例を参考に、現在のマイナンバーカードによる電子認証以外の本人確認方法を検討。
- 上記を踏まえ、新たなオンラインによる手法を民泊制度運営システムに導入する場合の具体的なシステムの改修内容を検討。



平成32年度の予算要求に反映

実態調査の実施・公表

住宅宿泊事業法事務を担う101自治体に対し、届出の手續に関する実態調査を実施。一部、未だ改善がなされていない自治体もみられることから、特に不適切と思われる対応を実施している自治体名等を公表。(平成30年11月22日)

【結果の概要】

- ・ 事前相談を義務付けている自治体 : 2自治体 (那覇市、文京区)
- ・ 受理までの間に現地調査を実施している自治体 : 8自治体 (秋田県、群馬県、滋賀県、京都市、鳥取市、那覇市、千代田区、新宿区)

手續の適正な運用を求める通知の発出

実態調査の公表とあわせて、関係自治体に対し、行政手續法違反が疑われる事例等を具体的に列挙 (条例等の規定の根拠もなく事前相談や立入検査を求め、届出の要件とすること等) するなど、改善を求める通知を発出。(平成30年11月22日)

関係自治体連絡会議での要請

関係自治体を集めた連絡会議において、これまでの通知の趣旨をあらためて徹底するとともに、具体的な改善事例を示して改めて改善を要請。(平成31年2月1日)

改善状況のフォローアップ調査の実施・公表

関係自治体に対し、これまでの通知に関する事項を中心に改善状況のフォローアップについて平成31年2月1日に調査を依頼。(2月22日回答期限)

現在とりまとめを行っており、年度内に公表を行う予定。フォローアップ調査の結果に基づき、自治体に対して個別に改善を促していく。

○ 第4次答申を踏まえ、住宅宿泊事業の届出手続きの運用のあり方についての考え方を、以下のとおり、関係自治体へ通知し、手続きが適正に運用されるよう、早急に必要な見直しを行うよう要請。（平成30年11月22日）

- ① システムの利用促進に向けて、各自治体のホームページ等で同システムを通じた届出を推奨するなど、利用促進に係る措置を徹底されたい。
- ② 添付書類について、住民票や周辺地図など自治体内部において確認が可能で不必要と思われる書類を中心に見直しを行い、添付書類の簡素化や削減を図られたい。
また、添付書類について、住宅宿泊事業法及び関連省令で定めており、条例又はそれに準ずる規定の根拠もなく追加で添付書類を求めることは不適切である。
- ③ 条例等の規定の根拠もなく事前相談や立入検査を求め、これらの手続きを経ていないことを理由に届出を受理しない行為は、行政手続法に違反するおそれがある。
また、条例等の規定に基づく場合でも、当該規定の目的と相応していないような過剰な手続きを求めることは不適切である。
- ④ 届出における推奨事項について、各自治体の手引やホームページにおいて、「〇〇とすること」のように、あたかも義務付けのような記載をすることは不適切であり、誤解が生じないよう「〇〇とすることが望ましい」といった表現に改めることが適切である。
- ⑤ 他法令への適合に関する書類等の提出を求めている場合、他法令への適切な適合を確保しつつ、迅速な届出の受理が図られるよう、適切に運用されたい。

自治体における届出手続の改善状況について

フォローアップ調査の結果については現在取りまとめ中であるが、各自治体において11月の通知内容等を踏まえて改善が行われている。具体的には以下のとおり。

<システムの利用促進の強化>

- ホームページや手引きにおいて、システムの利用を促す記載へ修正
(岩手県、茨城県、鳥取県、中央区、目黒区、豊島区)
- SNS (Twitter) でシステム利用を呼びかけ (茨城県) ,システムの手順書を事業者配布 (広島県)

<届出の際の添付書類の削除>

- 住基ネットを利用することとし、住民票の提出を求めないよう改善
(岩手県、山形県、広島県、香川県、鹿児島県、川口市、神戸市、鳥取市、倉敷市、広島市)
- 周辺地図の提出を求めないよう改善
(高知市 ※北海道、目黒区において検討中)

<事前の手續についての見直し、推奨事項の明確化>

- 事前相談の義務付けを見直し (文京区)
- 事前相談が推奨事項であることをホームページや手引きにおいて明確化
(広島県、八王子市、鳥取市、倉敷市、中央区、品川区、世田谷区、豊島区、荒川区、練馬区、等)
- 現地調査について受理前の実施を見直し (秋田県、群馬県、滋賀県、鳥取市、新宿区)
- 現地調査について届出の要件ではないことを行政庁内部で徹底 (八王子市) 、又ホームページ等でその旨を明確化 (鳥取市、倉敷市)

※フォローアップ調査の結果公表の際、これらの改善状況についても詳しく公表予定。

参考資料

住宅宿泊事業の届出件数等の推移

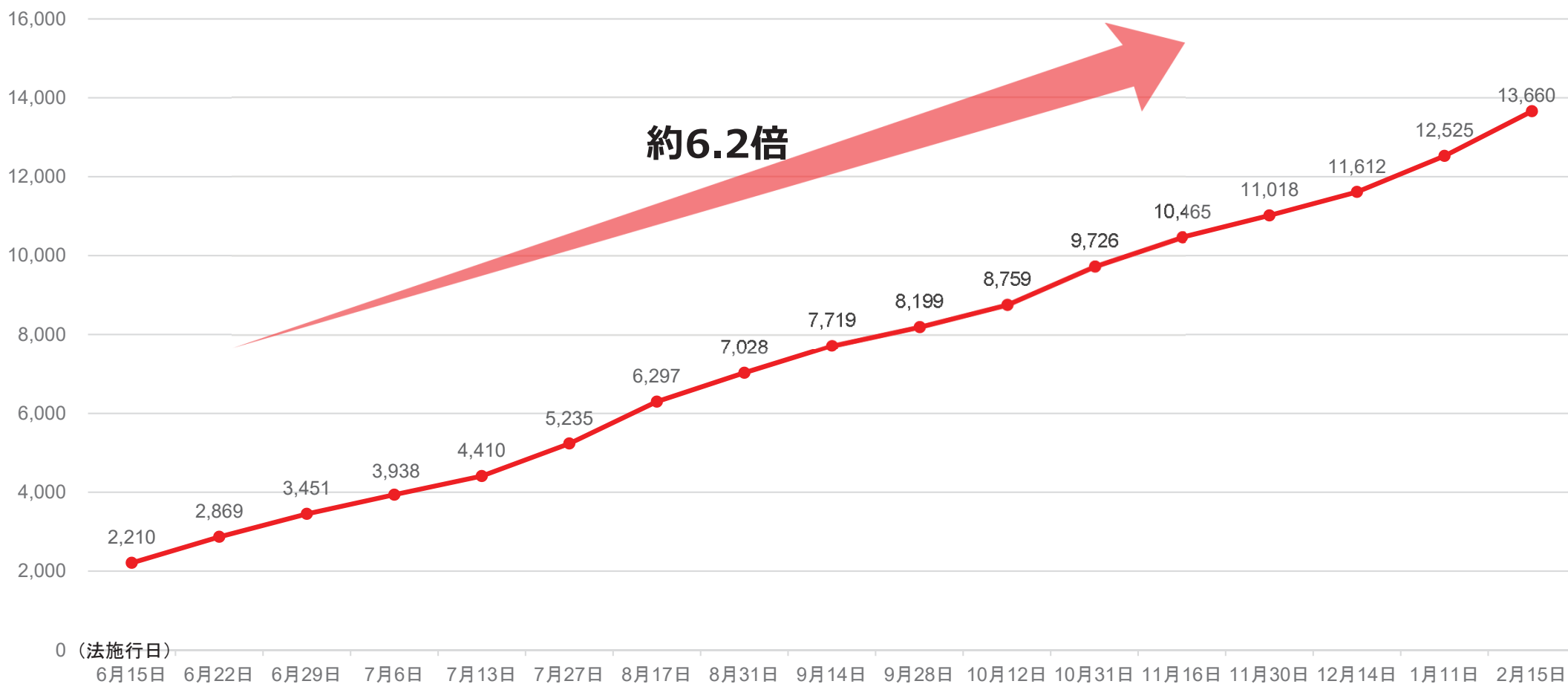
住宅宿泊事業の届出件数は、法施行後も引き続き着実に増加。2019年2月15日時点で、住宅宿泊事業の届出件数は13,660件となっており、法施行日の約6.2倍となっている。

また、旅館業法に基づく簡易宿所、特区法に基づく特区民泊の施設数も増加している。

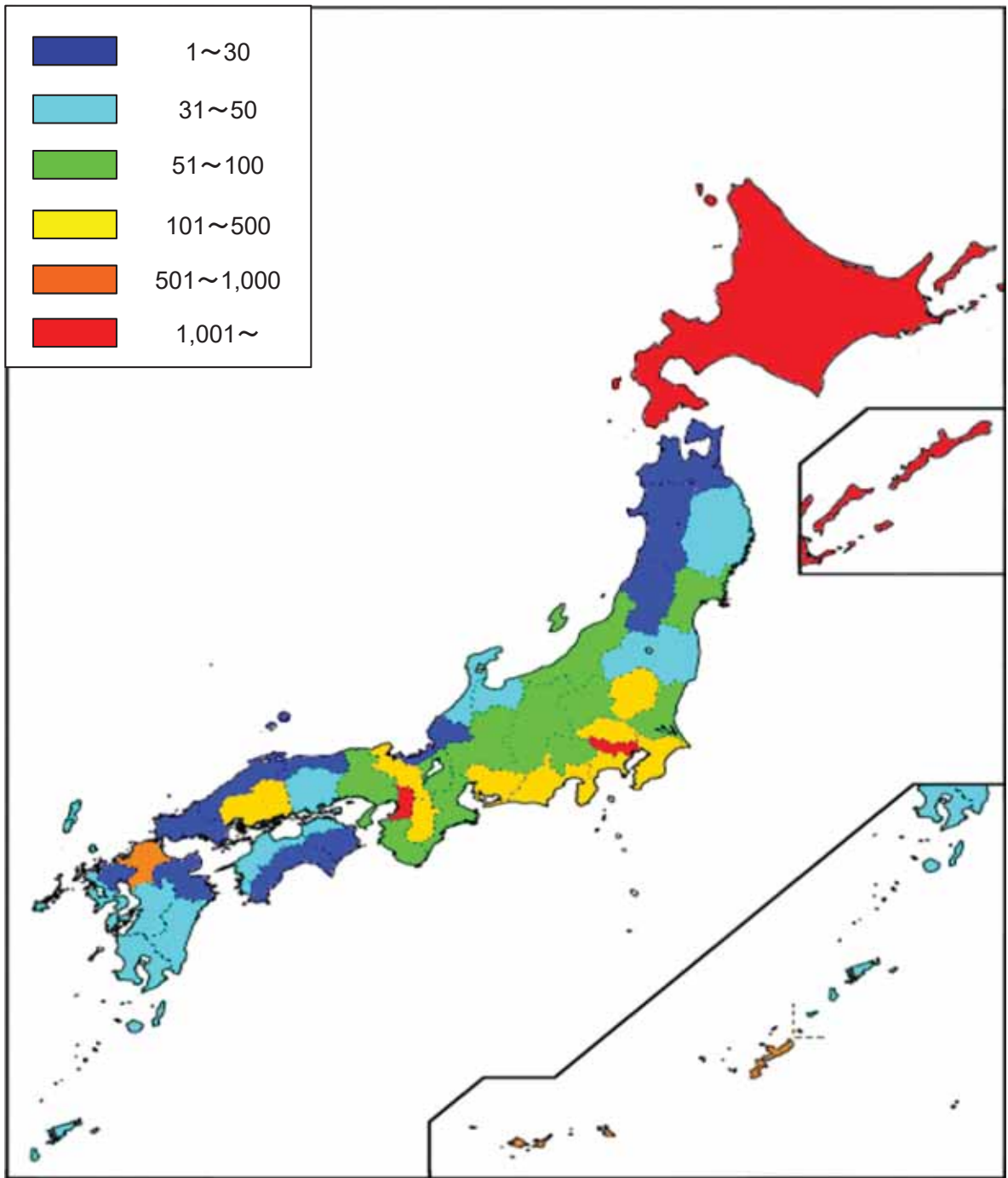
※簡易宿所の営業許可施設数：平成28年3月末 27,169施設、平成29年3月末 29,559施設 平成30年3月末 32,556施設

※特区法に基づく特区民泊の認定施設数：平成29年3月末 85施設、平成30年3月末 666施設、平成30年12月末 1,915施設

住宅宿泊事業の届出件数の推移



住宅宿泊事業法に基づく届出状況（都道府県単位 2月15日時点）



届出提出件数の多い都道府県 （権限委譲された管内の政令市等を含む）

1. 東京都	4,803件	6. 京都府	454件
2. 北海道	2,010件	7. 神奈川県	328件
3. 大阪府	1,959件	8. 愛知県	297件
4. 沖縄県	820件	9. 千葉県	287件
5. 福岡県	721件	10. 広島県	180件

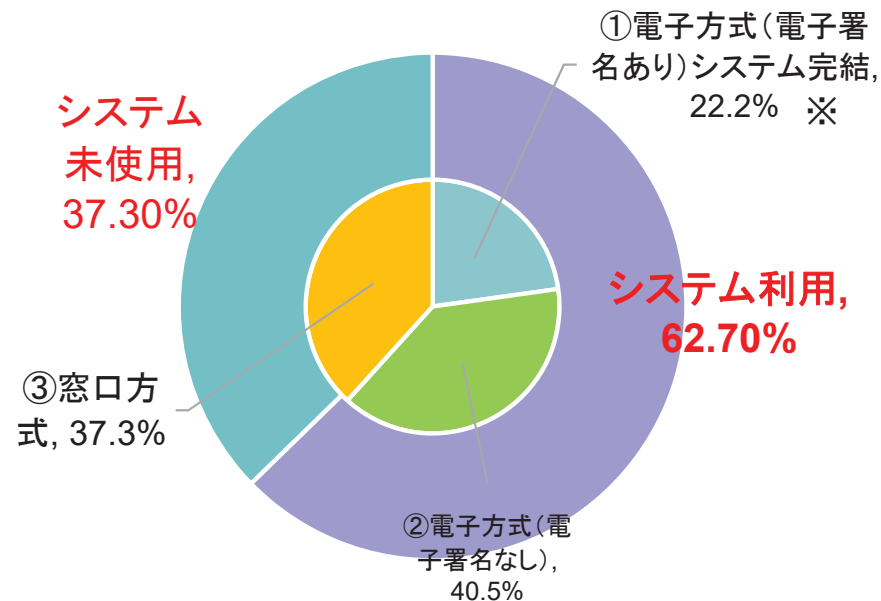
届出提出件数の多い自治体 （届出受理権限のある自治体単位）

1. 大阪市	1,812件	6. 豊島区	606件
2. 札幌市	1,614件	7. 渋谷区	586件
3. 新宿区	894件	8. 台東区	493件
4. 福岡県	721件	9. 京都市	422件
5. 沖縄県	694件	10. 北海道	396件

システム利用の場合の届出方式は、電子署名を使うことで完結する①電子方式（電子署名あり）と②電子署名方式（署名なし）の2通り。

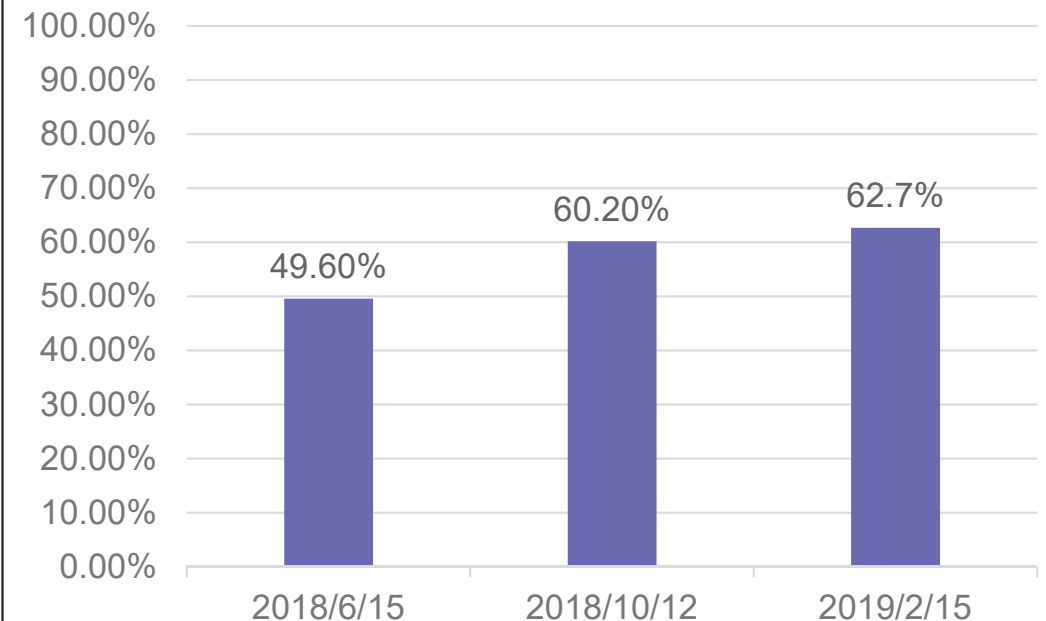
◆2019年2月15日時点での受理済件数に対してシステム利用割合は62.7%となっており、施行日（2018年6月15日）時点と比べて約13%上昇（49.6%→62.7%）している。（届出方式別では、①電子方式（署名あり）は約22.2%、②電子方式（署名なし）は約40.5%、③窓口方式は37.3%となっている。）

届出方式割合



※一部添付書類のみを紙で提出したものも含む。(22.2%のうち18.4%)

システム利用率



※民泊制度運営システム収録データより集計

特色

- 東京の大学生が、北海道の限界集落におけるまちおこしの一環で、合宿所を改修した宿泊施設を開業。
- 地域事業者と連携した体験メニューの開発を行うとともに、地域住民から家具などの提供を受け、宿泊料金の低コスト化を図る。

概要

施設名	ゲストハウス イケレ音威子府
所在地	北海道音威子府村音威子府
事業者	個人
事業区分	住宅宿泊事業
主な仲介サイト	Airbnb、Vacation STAY、自社ホームページ
規模	4部屋、収容人数16人
一泊料金	3,240円／人



宿泊施設外観



自然とのふれあい



認証



宿泊施設内部



宿泊施設内部

特色

- 寺社を宿泊施設として提供する事業者と、民泊仲介業及び運営を実施する事業者が業務連携。
- 三井寺境内の僧坊をフルリノベーションし、寺泊施設として提供。
- 座禅、写経、腕輪念珠づくりや朝のお勤め等の体験を提供。

概要

施設名	三井寺(園城寺)
所在地	滋賀県大津市園城寺町
事業者	法人:株式会社 和空
事業区分	住宅宿泊事業
主な仲介サイト	Vacation STAY
規模	1棟のみ、収容人数4人
一泊料金	300,000円~/室



宿泊施設外観



宿泊施設内部



食事例



座禅体験

特色

- 鉄道事業者が民泊仲介業者と連携して、廃業した寿司屋の施設を利用して開業した宿泊施設。
- 実際に鉄道で使われていた廃材を、宿泊施設のドアノブやイスなどに再利用。
- 地元出身の映画監督を起用し、インバウンド誘客のための動画を配信。
- 着付けや酒蔵見学等、地域の資源を利用した体験メニューを開発し、提供。

概要

施設名	4S STAY 阿波池田駅前
所在地	徳島県三好市池田町
事業者	法人:四国旅客鉄道株式会社
事業区分	旅館業(簡易宿所)
主な仲介サイト	Airbnb、自社サイト等
規模	5室、収容人数27人
一泊料金	5,500円~/人



宿泊施設外観

特急列車で使用していたシート
をイスとして再利用鉄道に使用されていたブレーキ
ハンドルをドアノブとして再利用体験メニューで作成で
きるオリジナルカップ
に入ったお酒

作成された動画の様子



建物内装